

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

富山県、富山市、高岡市、新湊市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市及び小矢部市並びに富山県上新川郡大山町、中新川郡立山町及び東砺波郡福野町

2 構造改革特別区域の名称

富山型デイサービス推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市及び小矢部市並びに富山県上新川郡大山町、中新川郡立山町及び東砺波郡福野町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 富山県の特性

富山県には、身体障害者手帳を有する18歳未満の者781名、18歳以上の者43,653名(平成14年3月末現在)、療育手帳を有する18歳未満の者1,024名、18歳以上の者4,477名(平成14年3月末現在)がいるが、指定デイサービス事業所は、身体障害者6事業所(定員62名)、知的障害者5事業所(定員63名)、障害児2事業所(定員20名)しかなく、障害者等のニーズに十分対応しているとはいえない状況である。

一方、本県では、平成5年から、県民の手により、高齢者、障害者、児童を区別せず、一緒に家庭的な住宅型施設でサービスを提供する取り組みが行われるようになり、障害者やその家族のニーズに合致した取り組みであることから、県内はもとより、全国に「富山型デイサービス」として広がってきているところである。

こうしたことから、今後、障害者等のニーズに対応していくためには、「富山型デイサービス」の取り組みをさらに県内に広げていく必要があると考えている。

このためには、県内の各障害保健福祉圏域(富山圏域、新川圏域、高岡圏域、砺波圏域)で、特定事業906(指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受け入れ事業)を実施し、高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児等を区別せず、一緒に身近な地域でデイサービスを行う「富山

型デイサービス」を推進していく必要がある。

しかし、県内全域で直ちにこの特定事業を実施することは、事業所等の受け入れ体制の整備等の問題があり困難であることから、受け入れ体制が整い、この特定事業の実施に意欲的な事業所が存在する新川圏域の2市、富山圏域の2市2町、高岡圏域の2市及び砺波圏域の2市1町を構造改革特別区域とし、当計画の成果を踏まえながら、県内全域で、順次当該規制の特例措置の導入を図っていくこととする。

(2) 構造改革特別区域の範囲である8市3町の特性

富山市には、身体障害者、知的障害者、障害児の指定デイサービス事業所が、それぞれ1事業所ずつしか設置されておらず、富山市内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

高岡市には、身体障害者指定デイサービス事業所が2事業所、障害児指定デイサービス事業所が1事業所しか設置されておらず、高岡市内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

黒部市には、身体障害者指定デイサービス事業所が1事業所、知的障害者デイサービス事業所が1事業所設置されているだけで、障害児のデイサービス事業所は設置されておらず、黒部市内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

魚津市には、身体障害者デイサービス事業所が1事業所設置されているだけで、知的障害者、障害児のデイサービス事業所は設置されおらず、魚津市内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

また、立山町には、知的障害者指定デイサービス事業所が1事業所設置されているだけで、身体障害者、障害児のデイサービス事業所は設置されておらず、立山町内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

さらには、新湊市、滑川市、砺波市、小矢部市、大山町、福野町には、身体障害者、知的障害者、障害児の指定デイサービス事業所は設置されておらず、これらの市町内の障害者や障害児のニーズに対応できない状況である。

こうしたことから、8市3町において、当該規制の特例措置の適用を図っていく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

富山県では、平成5年に県民の手によって、高齢者、障害者、障害児等を区別せず、身近な地域で一緒にデイサービスを実施する事業所が開設され、以来、

県内はもとより、全国に「富山型デイサービス」として、その方式が広がっている。

しかし、まだまだ障害者等のニーズに十分対応しているとはいえない状況であり、その一層の推進が課題であるが、当計画の推進により、指定通所介護事業所等において、高齢者、障害者、障害児等の区別無く、デイサービスを実施することが可能になることから、「富山型デイサービス」が一層推進される。

具体的には、

住み慣れた地域でサービスを受けることが可能になる

高齢者、障害者、障害児が同一の空間でより家庭的なサービスを受けることが可能になる

指定通所介護事業所等の利用率の向上につながり、効率的で質の高いサービスの提供が可能となる

NPO等の事業者の参入の増大が図られ、地域の福祉ビジネスの創出につながる

などの点において、大きな意義を持つものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

富山県では、平成15年3月に、21世紀初頭における福祉施策の基本方針として、「富山県民福祉基本計画」(元気・しあわせプラン21)を策定した。

この計画は、「元気・しあわせ社会“福祉とやま”の創造」、すなわち、障害の有無や年齢にかかわらず、県民誰もがいつでも、どこでも必要に応じた福祉サービスを受けられ、誇りと充実感がある生活を営むことができる社会、県民の積極的な福祉活動への参加によって、地域の中で、子育て支援、高齢者・障害者などの支援が行われる福祉コミュニティが息づく社会の創造を目標としている。

この実現のため、特定事業906(指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受け入れ事業)を実施し、高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児等を区別せず、一緒に身近な地域でデイサービスを行う「富山型デイサービス」を推進していくものである。

また、こうしたことから、住み慣れた地域でのサービスの提供など、利用者サービスの向上が利用者の拡大へとつながり、効率的で質の高いサービスの提供が可能となるとともに、NPO等の新規参入の増大など地域の福祉ビジネスが拡大し、地域の活性化が図られるものである。

なお、「富山型デイサービス」を推進するため、計画区域以外の地域に対して

も、当計画の成果を踏まえ、順次当該規制の特例措置の導入を図っていく必要があり、今後、全県域での導入を目指し、計画区域以外の市町村や事業者と十分調整し、計画区域の拡大を進めていくこととしている。

そして、こうした取り組みにより、高齢者、障害者、障害児等を区別せず、身近な地域で一緒にデイサービスを実施する「富山型デイサービス」をさらに全国に広げていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 障害者等の利用者へのサービスの向上と家族等の負担の軽減

身近な指定通所介護事業所等を利用することが可能となることから、障害者等が住み慣れた地域でサービスを受けることが可能になるとともに、高齢者、障害者、障害児が同一の空間でより家庭的なサービスを受けることも可能になる。また、家族にとっても、利用可能な事業所が増大すること、送迎時間が短縮することなどから、負担の軽減となる。

さらには、施設に入所中の障害者等の在宅生活への移行の可能性も高まり、障害者等が家庭や地域で安心した生活を送れるようになる。

(2) 事業所の経営の安定と福祉ビジネスの創出

指定通所介護事業所等の利用率の向上につながることから、経営が安定し、効率的で質の高いサービスの提供が可能となる。また、NPO等の事業者の新規参入が図られ、地域の福祉ビジネスの創出につながる。

(3) 計画区域内でのサービス供給量の増大

当初から、この特例措置の適用を受けることを想定している事業所においては、現在のところ、各1～5名程度、全体として約34名程度の知的障害者や障害児の受け入れを予定している。

また、中長期的には、計画区域の指定通所介護事業所（平成16年4月1日現在 120事業所）の約半数の事業所が2名程度（全体として約120名）を受け入れることを目指して、市町村等と調整していくこととしている。

8 特定事業の名称

(1) 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業

に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉施設支援資金

社会福祉法人やNPO法人が行う施設整備費に対する無利子融資

(2) 在宅障害児(者)デイケア事業

支援費制度の要件を満たさない場合における市町村が実施するデイケア施設等での障害児(者)を一時的に保護する事業に対する補助

(3) 痴呆対応型デイサービスセンター整備促進事業

NPO法人が整備する痴呆対応型デイサービスセンターへの支援

(4) 富山型民間デイサービス起業家育成講座の開催

「富山型民間デイサービス」の起業家に対して、そのノウハウを提供する講座の開催

(5) コミュニティビジネス支援資金

NPO法人等が行う地域貢献型事業(コミュニティビジネス)に必要な設備資金、運転資金に対する融資

別紙

1 特定事業の名称

906

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所及び知的障害者デイサービス事業所

3 当該規制の特例措置の開始日

特区計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびとーまれ
富山市富岡町355番地

(イ) デイサービス事業所の名称及び住所

このゆびとーまれ
富山市富岡町355番地

(ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者 デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所
知的障害者及び障害児の受け入れ準備を進める。

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

有限会社 生活りはびりホーム
高岡市戸出春日626

(イ) デイサービス事業所の名称及び住所

地域交流センター春日の家
高岡市戸出春日626

(ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者 デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

知的障害者及び障害児の受け入れ準備を進める。

- (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所
特定非営利活動法人 いちにのさんぼデイサービス
新湊市本江 2 2 7 5 番地
- (イ) デイサービス事業所の名称及び住所
いちにのさんぼデイサービス
新湊市本江 2 2 7 5 番地
- (ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
知的障害者及び障害児の受け入れ準備を進める。

- (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所
魚津市
魚津市本町 1 - 4 - 3 2
- (イ) デイサービス事業所の名称及び住所
魚津市身体障害者デイサービスセンター
魚津市本町 1 - 4 - 3 2
- (ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別
身体障害者デイサービス事業所
障害児の受け入れ準備を進める。

- (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人 福梅会
滑川市下梅沢 4 2 4
- (イ) デイサービス事業所の名称及び住所
デイサービスほたるの里
滑川市下梅沢 4 2 4
- (ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所

知的障害者の受け入れ準備を進める。

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 清寿会

滑川市赤浜 5 7 3 - 1

(イ) デイサービス事業所の名称及び住所

滑川市老人デイサービスセンター

滑川市赤浜 5 7 3 - 1

(ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

知的障害者及び障害児の受け入れ準備を進める。

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

有限会社 高野在宅介護支援開発

滑川市常盤町 7 0 3

(イ) デイサービス事業所の名称及び住所

高野接骨院デイサービス「柔々」

滑川市常盤町 6 6 7

(ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

知的障害者及び障害児の受け入れ準備を進める。

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 砺波福祉会

砺波市柳瀬 3

(イ) デイサービス事業所の名称及び住所

砺波市庄東デイサービスセンター

砺波市安川 2 9 7

(ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

知的障害者の受け入れ準備を進める。

- (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所
社会福祉法人 砺波福祉会
砺波市柳瀬 3
- (イ) デイサービス事業所の名称及び住所
やなせ苑デイサービスセンター
砺波市柳瀬 3
- (ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
知的障害者の受け入れ準備を進める。

- (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所
株式会社 ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台 2 - 9
- (イ) デイサービス事業所の名称及び住所
アイリスケアセンター砺波
砺波市太郎丸 1 - 8 - 1 2
- (ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
知的障害者及び障害児の受け入れ準備を進める。

- (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所
特定非営利活動法人 わくわく小矢部
小矢部市新富町 4 番 1 号
- (イ) デイサービス事業所の名称及び住所
デイサービスわくわく小矢部
小矢部市新富町 4 番 1 号
- (ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所
知的障害者及び障害児の受け入れ準備を進める。

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人 おらとこ

大山町上滝 408

(イ) デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンターおらとこ

大山町上滝 408

(ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

知的障害者及び障害児の受け入れ準備を進める。

(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

富山県高志通園センター（肢体不自由児通園施設）等の障害児関係施設において、このゆびとーまれ等の事業実施主体の職員を受け入れ、当該職員への実習を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の習得を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

富山市には、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所、障害児デイサービス事業所とも各1事業所ずつしか設置されていない。このため、富山市内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

高岡市には、身体障害者指定デイサービス事業所が2事業所、障害児指定デイサービス事業所が1事業所しか設置されていない。このため、高岡市内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

また、魚津市には、身体障害者デイサービス事業所が1事業所設置されているが、知的障害者、障害児のデイサービス事業所は設置されていない。このため、魚津市内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

また、新湊市、滑川市、砺波市、大山町、福野町には、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所、障害児デイサービス事業所が無く、これらの市町内の障害者や障害児のニーズに対応できない状況である。

こうしたことから、8市3町において、当該規制の特例措置により、指定通所介護事業所等においてデイサービスを実施する必要がある。

(2) 要件適合性を認めた根拠

このゆびとーまれ

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

・ 3.08㎡

・ 食堂及び機能訓練室の面積：55.48㎡

・ 利用者数：18人以内

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者18人の施設

・ 看護職員	3人	基準... 1人以上
・ 介護職員	4人	基準... 2人
・ 生活相談員	4人	基準... 1人以上
・ 機能訓練指導員	1人	基準... 1人以上

地域交流センター春日の家

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

・ 3.1㎡

・ 食堂及び機能訓練室の面積：31.00㎡

・ 利用者数：10人以内

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者10人以下の施設

・ 看護職員	1人	基準... 看護職員又は介護職員 1人以上
・ 介護職員	2人	
・ 生活相談員	2人	基準... 1人以上
・ 機能訓練指導員	1人	基準... 1人以上

いちにのさんぼデイサービス

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

・ 3 . 1 3 ㎡

・ 食堂及び機能訓練室の面積：46 . 9 8 ㎡

・ 利用者数：15人以内

(ウ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者15人の施設

・ 看護職員 2人 基準... 1人以上

・ 介護職員 5人 基準... 1人

・ 生活相談員 2人 基準... 1人以上

・ 機能訓練指導員 2人 基準... 1人以上

魚津市身体障害者デイサービスセンター

身体障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で、障害児を受け入れるものである。

デイサービスほたるの里

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

・ 5 . 6 6 ㎡

・ 食堂及び機能訓練室の面積：141 . 4 2 ㎡

・ 利用者数：25人以内

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者25人の施設

・ 看護職員 2人 基準... 1人以上

・ 介護職員 5人 基準... 3人

・ 生活相談員 2人 基準... 1人以上

・ 機能訓練指導員 1人 基準... 1人以上

滑川市老人デイサービスセンター

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

・ 4 . 2 7 m²

・ 食堂及び機能訓練室の面積： 1 2 8 . 2 4 m²

・ 利用者数： 3 0 人以内

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者 3 0 人の施設

・ 看護職員 1 人 基準... 1 人以上

・ 介護職員 5 人 基準... 4 人

・ 生活相談員 1 人 基準... 1 人以上

・ 機能訓練指導員 1 人 基準... 1 人以上

高野接骨院デイサービス「柔々」

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

・ 4 . 6 5 m²

・ 食堂及び機能訓練室の面積： 4 6 . 5 m²

・ 利用者数： 1 0 人以内

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者 1 0 人以下の施設

・ 看護職員 3 人 基準... 看護職員又は介護職員 1人以上

・ 介護職員 2 人

・ 生活相談員 2 人 基準... 1 人以上

・ 機能訓練指導員 2 人 基準... 1 人以上

砺波市庄東デイサービスセンター

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

・ 4 . 1 2 m²

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：164.83 m²
- ・ 利用者数：40人以内

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者40人の施設

- | | | |
|-----------|----|------------|
| ・ 看護職員 | 1人 | 基準... 1人以上 |
| ・ 介護職員 | 6人 | 基準... 6人 |
| ・ 生活相談員 | 1人 | 基準... 1人以上 |
| ・ 機能訓練指導員 | 1人 | 基準... 1人以上 |

やなせ苑デイサービスセンター

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

- ・ 3.39 m²
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：135.48 m²
- ・ 利用者数：40人以内

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者40人の施設

- | | | |
|-----------|----|------------|
| ・ 看護職員 | 2人 | 基準... 1人以上 |
| ・ 介護職員 | 8人 | 基準... 6人 |
| ・ 生活相談員 | 2人 | 基準... 1人以上 |
| ・ 機能訓練指導員 | 1人 | 基準... 1人以上 |

アイリスケアセンター砺波

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

- ・ 3.32 m²
- ・ 食堂及び機能訓練室の面積：82.93 m²
- ・ 利用者数：25人以内

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか

判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者25人の施設

・看護職員	2人	基準... 1人以上
・介護職員	6人	基準... 3人
・生活相談員	2人	基準... 1人以上
・機能訓練指導員	2人	基準... 1人以上

わくわく小矢部

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

・ 10.85㎡

・ 食堂及び機能訓練室の面積：108.42㎡

・ 利用者数：10人以内

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者10人以下の施設

・看護職員	1人	基準...看護職員又は介護職員1人以上
・介護職員	2人	
・生活相談員	2人	基準... 1人以上
・機能訓練指導員	1人	基準... 1人以上

デイサービスセンターおらとこ

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

・ 5.74㎡

・ 食堂及び機能訓練室の面積：57.4㎡

・ 利用者数：10人以内

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者10人以下の施設

・介護職員	4人	基準...看護職員又は介護職員1人以上
・生活相談員	2人	基準... 1人以上
・機能訓練指導員	1人	基準... 1人以上